請負業務仕様書

１　件　　名　平成23年度水環境保全調査における水質分析調査業務

２　事業目的

この業務は、全国の国営土地改良事業地区の基幹的農業用水路を対象に、かんがい用水の水質状況を定期的に把握するための水質分析を行うものである。

３　事業内容

請負者は、発注者が採水して搬入する試料について、指定された項目の水質分析を行い、分析結果を報告する。

（１）　採水地点数、分析回数及び分析項目

・ 採水地点数　全国の農業用水路　218 地点

・ 分 析 回 数　上記各調査地点において、

4月～6月（水稲の代かき・田植え期）、

6月～7月（水稲の分げつ期）、

7月～9月（水稲の出穂期）、それぞれ1回、計3回

別表２の採水および試料搬入計画に沿って分析を行う

・ 分 析 項 目　BOD, COD, SS, T-N　（4項目）

・（参考：発注者が現地で測定する項目　pH, DO, EC）

（２）分析方法及び報告下限値

分析は試料の搬入を受けて直ちに行うものとし、以下に定める方法等により誠実に行わなければならない。

分析項目	分析方法
BOD	日本工業規格Ｋ0102の21に定める方法
COD	日本工業規格Ｋ0102の17に定める方法
SS	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）＊
T-N	日本工業規格Ｋ0102の45に定める方法

＊参照：http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html

（３）試料の搬入等

① 請負者は発注者が指示する日時までに、別表１に示す場所に、別表２に示す採水計画の実施に必要かつ適切な数量・規格の採取容器と搬送容器（保冷剤及び緩衝材を含むクーラーボックス等）を送付する。

② 請負者は発注者に、３（１）記載の現地測定項目を必要な精度で計測できる携帯

型水質測定器（pH計、DO計及びEC計）を別表３に示す採水作業予定にあわせて、必要な数量、貸与する。この測定器を用いて、発注者が現地測定項目の水質測定を行う。貸与にあたって請負者は、全測定器について所要の測定精度を確保できるよう調整を済ませておくものとし、現場測定前に発注者が行うべき校正に必要な器具・試薬・取扱説明書等も合わせて、別表１に示す場所に送付する。発注者は、採水作業を行わない期間には、請負者に水質測定器を返送するものとし、請負者は発注者が行う次の採水作業に支障をきたさないよう、事前上と同様の調整・搬入を行う。ただし、天候等の他律的要因で採水作業を延期し、次の採水作業との間隙が短くなる場合に、発注者は測定器を返送せず継続して使用することもある。

③ 発注者は採取容器に採取した試料を搬送容器に入れ、冷蔵状態に保って請負者に搬入する。搬入は、別表２及び３の採水計画に沿って、平日に配送されるように実施する。

④ 発注者は本業務に係る試料採取が終了した時点で、遅滞なく携帯型水質測定器及び校正器具等を請負者に返納する。

⑤ 試料及び携帯型水質測定器の搬入・貸与・返納に必要な経費は請負者が負担する。

（４）結果の報告

請負者は各試料受領後14日以内に分析結果を計量証明書をつけて発注者に報告するものとする。また、全分析が終了した際には、５で示す報告書を提出するものとする。

（５）緊急処置

異臭や濁りが認められるなどの水質異常が認められた場合には、暫定値等が判明次第、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

（６）再分析の指示

請負者の分析結果が、発注者が同時に採水した試料について別途行う分析結果と大きく異なった場合には、再度分析を指示することができる。その際の費用は請負者が負担する。

（７）打合せ

本業務の実施にあたっては、下記の時期に業務の打合せを行う。

① 事前打合せ　業務開始前に、業務の詳細について内容確認を行う。

② 採水業務打合せ　本業務に関して地方農政局が実施する採水業務の実施前の発注者が示す時期（概ね平成23年4月中旬）に、発注者が示す場所（実際の試料採水現地（各地方農政局所在都市近傍の採水調査地点1個所））において、各地方農政局担当者とともに、採水、流量観測、現地水質測定等、必要な採水実務の確認を行う。

③ 最終打合せ　成果品納入前に最終打合せを行う。

４　事業実施期間

請負契約締結日～平成23年10月31日（月）

5　成果品

（1）納入物品

提出する成果品は次に示すものとする。

成果品	規格	部数	備　　考
報告書	A4	1部	水質データ一覧表、計量証明書（写し）、 水質検査結果の根拠となる書類（濃度計算書等）、 検査日報（測定日、測定時刻を含む）、 検査費用に関する積算根拠を含む
電子媒体		一式	報告書内容を記録したCD-R等

（2）納入場所

農村振興局農村政策部農村環境課土地・水保全班（北別館6階ドアNo.北615）

6　契約変更

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。

① 3に示す「事業内容」に変更が生じた場合。
② 4に示す事業実施期間の変更が生じた場合。
③ 5に示す「成果品」に変更が生じた場合。
④ その他

7　請負者の条件

応札を希望する者は、以下に示す条件を満たすものとし、これを証明する書類を提出するものとする。

（1）計量証明事業（濃度）の登録を行っている者であること。
（2）厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関であること。
（3）精度管理責任者（技術士（環境部門・環境測定）及び環境計量士（濃度）資格を併せ持つ者に限る。）の管理の下、分析責任者（環境計量士（濃度）に限る。）が中心となり、各分析項目について分析経験年数3年以上の者が直接分析を担当すること。

8　その他

（1）請負者は業務の進行状況等を定期的に報告するほか、発注者の求めに応じて報告を行う。
（2）業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関しての必要な指示を行えるものとし、請負者はこれに従う。
（3）請負者は、業務により知り得たデータを外部に漏らしてはならない。
（4）業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、担当者と請負者が協議を行う。
（5）発注者は、必要に応じて請負者の事業所の立ち入り調査を実施する。請負者はその実施に協力する。

別表１　採取容器・搬送容器・現場測定用携帯型水質測定器等の送付場所

地方	送付先	所在地	調査 地点数*	採水 所要日数**
東北	東北農政局 農村計画部資源課	980-0014　仙台市青葉区本町 3-3-1	74	16
関東	関東農政局 農村計画部資源課	330-9722　さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎２号館	39	8
北陸	北陸農政局 農村計画部資源課	920-8566　金沢市広坂 2-2-60	38	9
東海	東海農政局 農村計画部資源課	460-8516　名古屋市中区三ノ丸 1-2-2	13	4
近畿	近畿農政局 農村計画部資源課	602-8054　京都市上京区西洞院通り 下長者町下ル丁子風呂町	16	4
中四	中国四国農政局 農村計画部資源課	700-8532　岡山市下石井 1-4-1 岡山第２合同庁舎	12	4
九州	九州農政局 農村計画部資源課	860-8527　熊本市春日２丁目10-1 熊本地方合同庁舎	26	9
		合計	218	54

*臨時に追加することもある。

**採水した試料は採水日中に分析機関に送付する。

採水所要日数分の試料搬送容器（保冷剤・緩衝材含む）が必要。

別表２　採水および試料搬入計画

一日間で採水作業が完了できる地域ごとにまとめ、採水当日中に搬入手配を完了するよう、計画している。一日あたりの採水地点数は1回の搬入試料数に相当する。

採水機関	採水地域	試料数	発送地域	採水所要日数	一日あたり採水地点数*
東北農政局	青森	10	北東北	3	2,2,6
	岩手	11	北東北	2	5,6
	秋田	6	北東北	2	5,1
	宮城	16	南東北	3	6,6,4
	山形	15	南東北	3	6,6,3
	福島	16	南東北	3	6,5,5
関東農政局	茨城	4	関東	1	4
	栃木	10	関東	2	6,4
	群馬・埼玉	10	関東	2	3,7
	千葉	4	関東	1	4
	山梨・長野	5	関東	1	5
	静岡	6	東海	1	6
北陸農政局	新潟下越	17	信越	3	4,8,5
	新潟上越	4	信越	2	3,1
	富山	9	北陸	2	5,4
	石川	4	北陸	1	4
	福井	4	北陸	1	4
東海農政局	岐阜・愛知尾張	4	東海	1	4
	愛知三河	6	東海	2	5,1
	三重	3	東海	1	3
近畿農政局	滋賀湖北	3	近畿	1	3
	滋賀湖東	5	近畿	1	5
	兵庫	4	近畿	1	4
	奈良・和歌山	4	近畿	1	4
中国四国農政局	島根	1	中国	1	1
	岡山	5	中国	1	5
	徳島	3	四国	1	3
	香川・愛媛	3	四国	1	3
九州農政局	福岡	4	北九州	1	4
	佐賀	5	北九州	1	5
	大分	3	北九州	1	3
	熊本・宮崎	2	南九州	1	2
	宮崎	5	南九州	2	4,1
	鹿児島大隅	5	南九州	2	4,1
	鹿児島さつま	2	南九州	1	2
		218		54	

*分析機関への一回あたり搬送試料数に相当

別紙３　採水作業予定

	第１回	第２回	第３回
採水機関	期間	期間	期間
東北農政局	5/9～25	6/13～29	7/25～8/10
関東農政局	4/25～5/11	6/6～15	8/1～17
	5/24	7/5	
北陸農政局	5/18～24	6/15～22	8/3～10
東海農政局	4/25～26	5/30～6/7	7/27～8/1
	5/16	7/4～11	8/22～23
近畿農政局	5/16～18	6/27～29	8/1～3
	5/30～6/8		8/29～31
中国四国農政局	5/11	7/12～20	8/23
	6/7～15		
九州農政局	4/19～20	7/12～13	8/29～9/7
	6/14～22	7/25～27	

実際の採水作業を計画している日程（採水初日とその回の終了日）を示している。

稲作の生育ステージが異なるなどの理由で同一回の採水作業を一連に終えられないところについては、採水作業を分割して実施することとしている。